

## 子ども・子育て支援事業計画 記載事項について

松原市子ども・子育て支援事業計画 項目案	国の指針に記された計画の作成に関する基本的事項及び記載事項		
<b>第1章 計画策定にあたって</b>			
1 計画策定の背景と目的			
2 計画の位置づけ	他の計画との関係	策定に係る事項	○子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする
3 計画の期間			
<b>第2章 子どもを取り巻く現状</b>			
1 社会的な状況 2 保育サービス等の状況（保育所の状況） 3 ニーズ調査結果 4 後期計画の評価 5 課題のまとめ	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握	策定に係る事項	○地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析
<b>第3章 計画の基本的な考え方について</b>			
1 子育て支援環境づくりの理念 2 計画の基本目標 3 計画の体系			
<b>第4章 基本方針ごとの具体的な取り組み</b>			
<b>※現行の次世代育成支援行動計画の体系を踏まえて検討</b>			
1 地域における子育ての支援	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	任意記載事項	○保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。 ○0歳児の子どもが、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	任意記載事項	○乳児及び幼児の検診等を記載
3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備			
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	任意記載事項	○都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
6 子どもの安全の確保			
7 児童虐待防止及び要保護児童への対応などきめ細かな取り組み	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	任意記載事項	○児童虐待防止対策の充実に関する事項を記載。 ○母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に関する事項を記載。 ○障害児施策の充実等に関する事項を記載。

松原市子ども・子育て支援事業計画 項目案	国の指針に記された計画の作成に関する基本的事項及び記載事項		
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b> 1 将来人口推計 2 保育所・幼稚園等への通園及び将来就園希望動向			
3 区域の設定	教育・保育提供区域の設定に関する事項	必須事項	○地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定める必要がある。
4 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	必須事項	○教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。 ○待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。 ○教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。
	計画期間における数値目標の設定	策定に係る事項	○市及び県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定
5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	必須事項	○教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。 ○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。 ○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。
6 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	必須事項	○認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等） ○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 ○幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進 ○保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携
<b>第6章 計画の推進体制</b> 1 行政機関の連携 2 住民や地域との連携 3 計画の進行管理	子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等	策定に係る事項	○事業計画の作成に当たっては、市および県は、担当部局の一元化を行うなど関係部局間の連携を促進し必要な体制の整備を図る
	住民の意見の反映	策定に係る事項	○事業計画の策定又は変更の際は、子ども・子育て会議又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。